

構成員からの意見
(ヒアリング対象制度)

- 3-1 黒澤構成員意見

【ヒアリング対象制度について】

公益財団法人 犯罪被害救援基金
専務理事 黒澤 正和

1 ヒアリングの方法等に関する提案

(1) 被害者等例えば当検討会でヒアリングを行った方の事例について、
・理論的に活用しうる社会保障、福祉関連制度（以下、「これら制度」という。）及び給付内容（調整を含む。）

- ・これら制度の加入状況
- ・現実に活用した「これら制度」及び給付内容
- ・活用しない場合の理由及び問題点
- ・犯罪被害給付金との調整
- ・各種給付と生活保護との関係
- ・外国との比較

等を調査、検討のうえ（少なくとも、結果として、被害者の立場で全体像が具体的に把握できるよう）役所の制度担当者等からヒアリングを行う。

(2) 上記(1)に併せて「これら制度」自体を、抽象的に縦割りではなく、
・障害者（障害年金、障害補償給付、障害補償年金、特別支給金、介護補償給付等々）

- ・遺族（遺族年金、遺族補償給付、葬祭料等々）
- ・子供（児童手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、遺児就学手当、母子家庭自立支援給付金、育児休業給付等々）

等の視点、切り口から横断的、網羅的、具体的に「これら制度」を把握できるヒアリングを行うよう工夫する。

2 ①について

- ・1(2)の子供に関する各種手当等を加えることはいかがでしょうか。

3 ②について

- ・特段の意見はありません。

4 ③～⑤について

- ・1に述べたことで意見といたします。